|  |  |
| --- | --- |
| 年　　月　　日  田園集落「紙漉の里」建築協定  運営委員会委員長　様  建築主住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　印  建築協定建築等届出書  　田園集落「紙漉の里」建築協定書第９条の規定により、次のとおり建築等の届出をいたします。 | |
| 建築場所 |  |
| 設計者  住所・氏名 |  |
| 工事種別 | 新築　　増築　　改築　　その他（　　　　　） |
| 用　　途 | 専用住宅　兼用住宅（兼用部分用途　　　　）　その他（　　） |
| 添付設計図書 | ○配置図　　　　○断面図  ○平面図　　　　○擁壁、垣、柵等の構造図及び位置図  ○立面図 |
| * 審　査   （委託先） | 三春町役場　建設課  審査者　　　　　　　　　　　　　　印 |
| ※  上記につき審査の結果、建築協定に適合しているものと認めます。  　　　　　　年　　月　　日  　　　　　　　　　　　　田園集落「紙漉の里」建築協定運営委員会委員長 | |

※は記入しないこと。

建築主は３部提出してください。ただし、添付図面は２部でよい。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 田園集落「紙漉の里」建築協定  建築等届出書審査処理表  建築主住所  　　氏名 | | | |
| 項　　目 | 協　定　基　準 | 届出建物 | ※　判　定 |
| 敷地 | 盛土及び分割はできない。ただし、庭園工事等による盛土の場合はこの限りでない。 |  |  |
| 擁壁 | 設置してはならない。  ただし、切土法面に設置する擁壁の高さが1.0ｍ以内で、かつ、1.0ｍを超える部分を芝等で保護する場合を除く。その場合、材質を自然石又は植栽可能な構造とする。 |  |  |
| 垣・柵等の構造 | 木竹造または生垣とし、高さは1.2ｍ以内。 |  |  |
| 外壁の後退距離 | 外壁、柱の面から1.5ｍ以上  車庫は1.0ｍ以上 | ｍ |  |
| 構造 | 木造 |  |  |
| 用途 | ・一戸建専用住宅  ・託児所、診療所を兼ねる住宅で、床面積の1/2以上を居住用とし、かつ、居住部分以外の床面積が50㎡以下のもの  ・店舗・事務所その他これに類する兼用住宅で建築基準法施行令130条の3で定めるもの。 |  |  |
| 建築物の高さ | 最高の高さは地盤面から10ｍを超えないこと | ｍ |  |
| 建蔽率・容積率 | 建蔽率40％以下・容積率60％以下 | ％・　　％ |  |
| 屋根形状及び勾配 | 二方向以上で4寸以上の傾斜屋根 |  |  |
| 屋根、外壁等の色 | 彩度をおさえ周辺環境に調和した自然な色 |  |  |
| 物置・車庫 | 母屋と一体的にする。ただし、母屋と同様な意匠とするものは除く。 |  |  |
| プロパンガス | 道路から見えない位置に設置するか、若しくは目隠し等を施す。 |  |  |
| 排水設備 | 雑排水、汚水は農業集落排水に接続する。 |  |  |
| その他 | 屋外広告物・自動販売機は設置禁止 |  |  |

※は記入しないこと。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  田園集落「紙漉の里」建築協定  運営委員会委員長　殿  届出者住所  　　　　　　　　　　　　　　　　　　氏名　　　　　　　　　　　　印  所有権等移転届出書  　田園集落「紙漉の里」建築協定書第１２条の規定により、次のとおり（　所有権　・　地上権　・　賃借権　）を移転するので、届出をします。 | | | |
| 所有者等 | 変更後 | 氏名 |  |
| 住所 | 〒  TEL:　　　　（　　　　） |
| 変更前 | 氏名 |  |
| 住所 | 〒  TEL:　　　　（　　　　） |
| 敷地の地名地番 | | | 三春町大字過足字紙漉２３８番 |
| 変更の理由 | | | 相続　・　売買　・　譲渡　・　その他（　　　　） |